

# 下関市教育委員会 12月定例会 資料

令和7年12月19日(金) 16:00～

教育センター 3階中研修室

## 【目次】

○日程表 ..... P 1

### [議案]

- 第56号 下関市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の  
一部を改正する規則 ..... P 2
- 第57号 令和8年度下関市立幼稚園教職員人事異動方針について ..... P 4
- 第58号 下関市立学校教材審査会委員の委嘱について ..... P 6

### [報告事項]

- 令和7年度発掘速報展「第23回 掘ったほ!しものせき」の  
開催について ..... P 1 2
- 移動図書館ステーションの見直しについて ..... P 1 4

# 教育委員会定例会 日程表

令和7年12月19日（金） 16時00分から

下関市教育センター 3階 中研修室

開会

署名委員指名

教育長報告

議事等

日程 1

【議案】

第56号 下関市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則 学校教育課

第57号 令和8年度下関市立幼稚園教職員人事異動方針について 学校教育課

第58号 下関市立学校教材審査会委員の委嘱について 教育研修課

日程 2

【報告事項】

令和7年度発掘速報展「第23回 掘ったほ！しものせき」の開催について 文化財保護課

移動図書館ステーションの見直しについて 中央図書館

日程 3

【その他】

■次回開催予定 令和8年1月23日（金）

R8. 1月							R8. 2月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3	1	2	3	4	5	6	7
4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14
11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21
18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28
25	26	27	28	29	30	31							

閉会

下関市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年12月19日

下関市教育委員会  
教育長 磯部 芳規

下関市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

下関市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（平成17年教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後																	
(学校の指定)		(学校の指定)																	
第3条 略		第3条 略																	
2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めたる生徒は、 <u>下関市立文洋中学校関西分校に通学するものとする。</u>		2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めたる生徒は、 <u>下関市立文洋中学校関西分校に通学するものとする。</u>																	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）																	
<table border="1"> <tr> <td>中学 校</td> <td>小学 校</td> <td>通学区域</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>文洋 中</td> <td>関西 小</td> <td>竹崎町一丁目 竹崎町二丁目 竹崎町三丁目 竹崎町四丁目 目 笹山町の一部 長門町 長崎新町 長崎本町 関西本 町 上条町 今浦町の一部 関西町 豊前田町一丁目の一</td> </tr> </table>	中学 校	小学 校	通学区域	略			文洋 中	関西 小	竹崎町一丁目 竹崎町二丁目 竹崎町三丁目 竹崎町四丁目 目 笹山町の一部 長門町 長崎新町 長崎本町 関西本 町 上条町 今浦町の一部 関西町 豊前田町一丁目の一	<table border="1"> <tr> <td>中学 校</td> <td>小学 校</td> <td>通学区域</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>文洋 中</td> <td>関西 小</td> <td>竹崎町一丁目 竹崎町二丁目 竹崎町三丁目 竹崎町四丁目 目 笹山町の一部 長門町 長崎新町 長崎本町 関西本 町 上条町 今浦町の一部 関西町 豊前田町一丁目の一</td> </tr> </table>	中学 校	小学 校	通学区域	略			文洋 中	関西 小	竹崎町一丁目 竹崎町二丁目 竹崎町三丁目 竹崎町四丁目 目 笹山町の一部 長門町 長崎新町 長崎本町 関西本 町 上条町 今浦町の一部 関西町 豊前田町一丁目の一
中学 校	小学 校	通学区域																	
略																			
文洋 中	関西 小	竹崎町一丁目 竹崎町二丁目 竹崎町三丁目 竹崎町四丁目 目 笹山町の一部 長門町 長崎新町 長崎本町 関西本 町 上条町 今浦町の一部 関西町 豊前田町一丁目の一																	
中学 校	小学 校	通学区域																	
略																			
文洋 中	関西 小	竹崎町一丁目 竹崎町二丁目 竹崎町三丁目 竹崎町四丁目 目 笹山町の一部 長門町 長崎新町 長崎本町 関西本 町 上条町 今浦町の一部 関西町 豊前田町一丁目の一																	

	部 長崎中央町 長崎町一丁目の一部 丸山町三丁目の一 部 春日町の一部		部 長崎中央町 長崎町一丁目の一部 丸山町三丁目の一 部 春日町の一部
桜山小	大平町 筋川町 筋ヶ浜町 南大坪町 西大坪町 上新地 町一丁目 上新地町二丁目 上新地町三丁目 上新地町四 丁目 上新地町五丁目 新地町 新地西町 伊崎町一丁目 伊崎町二丁目 西神田町 桜山町 山手町 長崎町一丁 目の一部 今浦町の一部 大字六連島	桜山小	大平町 筋川町 筋ヶ浜町 南大坪町 西大坪町 上新地 町一丁目 上新地町二丁目 上新地町三丁目 上新地町四 丁目 上新地町五丁目 新地町 新地西町 伊崎町一丁目 伊崎町二丁目 西神田町 桜山町 山手町 長崎町一丁 目の一部 今浦町の一部 大字六連島
文洋 中関 西分 校	下関市内全域		
			略

附則

(施行期日)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

令和8年度から下関市立文洋中学校関西分校が設置されるため、所用の条文を整理するもの。

令和8年度下関市立幼稚園教職員人事異動方針について

上記の議案を提出する

令和7年12月19日

下関市教育委員会  
教育長 磯部 芳規

令和8年度下関市立幼稚園教職員人事異動方針について

令和8年度下関市立幼稚園教職員人事異動方針は別紙に定めるところによる。

提案理由  
令和8年度人事異動のため

## 令和8年度下関市立幼稚園教職員人事異動方針

下関市教育委員会

「CHANCE（可能性）CHALLENGE（挑戦）CREATE（創造）～ふるさと下関に誇りと愛情 未来を拓く 一人ひとりの学び～」の実現のためには、教育改革を着実に推進するとともに、各園の組織力を強化し、家庭・地域と連携しながら、教育力の向上を図ることが必要である。

このため、各園において、教職員一人ひとりがそれぞれの資質能力の向上を図り、専門性を発揮しながら、特色ある園づくり、学ぶ力や規範意識の芽生えを育む体験活動の充実、特別支援教育推進などの諸課題に組織的かつ適切に対応できるよう、下記の点を踏まえ、厳正に人事の刷新を図り、全市的な視野に立って、適材を適所に配置する。

### 記

- 1 各園の教職員については、専門性、現任園の勤務年数及び各園の教職員構成等を踏まえ、適切な配置を進める。  
なお、同一園5年を超える者については、原則として異動を行う。
- 2 園長は、多様な教職経験を有する者で、家庭・地域等と連携・協働して教育目標の実現に積極的に取り組み、活力ある園運営を行うとともに、教職員の資質能力の向上のために指導力を発揮することができる人材を配置する。
- 3 幼稚園・こども園間の人事交流を推進する。
- 4 特別支援教育の充実に配慮した人材の配置を行う。
- 5 新規採用者については、園の状況等を踏まえ、実践的指導力を高めることができるよう、計画的な配置を行う。

下関市教育委員会  
議案第58号

令和7年度下関市立学校教材審査会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和7年12月19日

下関市教育委員会  
教育長 磯部 芳規

令和7年度下関市立学校教材審査会委員の委嘱について

下関市立学校教材審査会規則第3条に基づき、下記のとおり令和7年度下関市立学校教材審査会委員を委嘱する。

記

- 1 委員  
別紙「令和7年度下関市立学校教材審査会委員名簿」のとおり
- 2 任期  
令和8年1月1日から令和8年12月31日まで

以上

提案理由

令和6年度委員の任期満了に伴い、令和7年度委員を新たに委嘱するもの。

## 令和7年度下関市立学校教材審査会委員名簿

	教 科	所 属	職	氏 名	新規
下関商業高等学校	中国語	下関市立大学	准教授	馬 叢慧	継続
	ハンゲル	下関市立大学	准教授	呉 香善	継続
	素描	東亜大学	教授	川野 裕一郎	継続
小学校	小学校 体育	下関市立生野小学校 校長 (下関市小学校校長会副会長)	校長	上野 美枝	継続
	小学校 体育	下関市立豊東小学校 校長 (下関市小学校教育研究会体育部長)	校長	矢ヶ部哲也	○
	小学校 体育	下関市立養治小学校 教務主任	教諭	土橋 久美子	○
	小学校 体育	下関市立檜崎小学校 体育主任	教諭	中山 直樹	継続
	小学校 体育	下関市立安岡小学校 体育主任	教諭	酒井 亨輔	○
	小学校 体育	下関市立夢が丘中学校 校長 (下関市中学校教育研究会保健体育部長)	校長	打田 敦志	継続

○ 任期 令和8年1月1日から令和8年12月31日まで

## 下関市立学校教材審査会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、下関市附属機関設置条例（平成22年条例第3号。以下「設置条例」という。）第3条の規定に基づき、下関市立学校教材審査会（以下「審査会」という。）の組織、委員その他必要な事項について定めるものとする。

### (審査会が調査審議する教材)

第2条 設置条例別表に定める、審査会が調査審議する教材は、下関市立小学校及び中学校管理規則（平成17年教育委員会規則第18号）第11条及び下関市立高等学校管理規則（平成23年教育委員会規則第2号）第11条に規定する教材とする。

2 審査会は、別に定める下関市立学校教材審査基準に照らして教材の審査を行うものとする。

### (委員)

第3条 委員は、教育関係者、学識経験者の中から教育委員会が委嘱する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 審査会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により決定する。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

3 特別な事由のために会議に出席できない委員は、審査票の提出をもって表決することができる。この場合において、当該委員は、会議に出席したものとみなす。

4 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会議は、会長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(分科会)

第7条 特別の事項を研究するために必要があるときは、審査会に分科会を置くことができる。

2 分科会は、会長が指名する委員をもって構成する。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、教育部教育研修課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、その他審査会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日教育委員会規則第7号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日教育委員会規則第6号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

# 下関市立学校教材審査基準

平成 17 年 2 月 13 日制定

下関市立小学校及び中学校管理規則第 11 条並びに下関市立高等学校管理規則第 11 条に基づき、学校が教科書の発行されていない教科または科目の主たる教材として、児童または生徒に使用させる教科用図書（準教科書）は、次に掲げる基本条件に沿った教材であって、しかも該当学校の児童または生徒に使用させることが緊要であり、かつ、保護者の経済的負担が十分考慮されたものでなければならない。

## 1 基本条件

### (1) 我が国の教育の目的との一致

教育基本法及び学校教育法の目的と一致し、これに反するものではないか。

例えば、平和の精神、真理と正義の尊重、個人の価値の尊重、自主的精神の養成などの教育目的と一致し、これに反するものではないか。

### (2) 立場が公平であること。

① 政治や宗教について、特定の政党や特定の宗教に偏った思想、題材を取り扱い、また、これによってその主義や信条を宣伝したり、あるいは非難したりしているようなところがないか。

② 当該教科・科目の指導目標にそっているか。

## 2 附帯条件

### (1) 内容

① 内容は、現行の指導要領にそっているか。

② 内容は、正確であり信頼できるか。

③ 内容は、現代の進歩に応じているか。

### (2) 児童・生徒の発達への適応

① 児童または生徒の心身の発達に適応しているか。

② 児童または生徒の生活・経験・興味に適応しているか。

③ 児童または生徒の個人差に応ずる幅はあるか。

### (3) 組織配列

① 配列は適切であるか。

② 他教科との関連はよく考えられているか。

③ 分量は適切であるか。

④ 区分は適切であるか。

⑤ 挿絵、写真、図表などは、適切に用意されているか。

⑥ 有効に使用できるように、工夫されているか。

### (4) 表現

① 表現は、適切であるか。

② 学術用語や度量衡などは、適切であるか。

③ 漢字・仮名づかい・ローマ字つづりは、適切であるか。

### (5) その他

① 文字の大きさ・行間・字間などは、適切であるか。

② 余白や欄わくなどは、適切であるか。

③ 印刷は、鮮明であるか。

## 附則

この基準は、平成 17 年 2 月 13 日から施行する。

○下関市附属機関設置条例（抜粋）

別表（第2条関係）

附属機関の属する執行機関等	附属機関	担当事務	委員の定数
教育委員会	下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会	下関市立の小学校及び中学校の適正な規模及び配置について、必要な事項を調査審議すること。	13人以内
	下関市立小学校及び中学校通学区域審議会	下関市立の小学校及び中学校の通学区域の設定及び改廃に関する事項について、調査審議すること。	15人以内
	下関市教育支援委員会	下関市立の小学校又は中学校に就学しようとする者及び在学する児童又は生徒で、障害があるもの又はあると思われるものの教育支援について、必要な事項を調査審議すること。	30人以内
	下関市立学校教材審査会	下関市立の学校において使用する教育委員会の承認を要する教材について、調査審議すること。	12人以内
	下関市いじめ重大事態調査委員会	下関市立学校におけるいじめの重大事態に係る事実関係を明確にするために必要な事項を調査すること。	10人以内
	下関市青少年補導センター運営協議会	下関市青少年補導センターの運営について調査協議し、及び下関市青少年補導委員の候補者を推薦すること。	20人以内
	下関市生涯学習推進協議会	生涯学習の推進及び振興について、必要な事項を審議すること。	10人以内
	下関市立図書館運営協議会	下関市立図書館の管理及び運営のあり方その他図書館行政について、調査審議すること。	10人以内

報 告 事 項  
令 和 7 年 1 2 月 1 9 日  
文 化 財 保 護 課

令和7年度発掘速報展「第23回 掘ったほ！しものせき」の開催について

令和7年度発掘速報展「第23回 掘ったほ！しものせき」の開催について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 名 称 令和7年度発掘速報展「第23回 掘ったほ！しものせき」
2. 内 容 発掘速報展は、下関市教育員会教育部文化財保護課が前年度に実施した市内遺跡の発掘調査成果を速報的に紹介し、市民の埋蔵文化財に対する興味関心を促すとともに、埋蔵文化財保護に関する理解を深めることを目的とした展示となる。本展では、令和6年度の発掘調査成果等から7遺跡を取り上げ、各遺跡の調査成果を市民に公開する。  
また、下関市立考古博物館が近年取り組みを深めている触れて学ぶ埋蔵文化財活用事業の一環として、市内遺跡出土品をモデルとした3Dプリンター製作物（さわる考古資料）を展示活用する。「さわる」ことを意識することで、埋蔵文化財による新たな学びを提供するとともに、下関市立考古博物館のユニバーサルミュージアムへの取り組みに対する理解を促す一助とする。
3. 開催期間 令和8年（2026年）1月17日（土）～3月15日（日）  
※月曜日は休館日（祝日の場合でも休館）
4. 会期中の関連行事  
【展示解説会】
  - ・実施日 1月18日（日）／25日（日）  
2月 1日（日）／ 8日（日）／15日（日）
  - ・時 間 10時30分～（60分程度）

【文化財講座①】

- ・演 題 綾羅木郷台地遺跡の発掘調査成果
- ・講 師 文化財保護課職員 沼山 旅羽
- ・実施日 1月24日(土)
- ・時 間 10時30分～12時00分
- ・参加費 300円
- ・定 員 50名

【文化財講座②】

- ・演 題 火ノ山砲台跡の発掘調査成果
- ・講 師 文化財保護課職員 松永 博明
- ・実施日 2月21日(土)
- ・時 間 10時30分～12時00分
- ・参加費 300円
- ・定 員 50名

5. 参考資料 開催案内チラシ

## 移動図書館ステーションの見直しについて

令和8年度より移動図書館のステーション（巡回場所）について、下記のとおり見直すこととしましたので報告いたします。

### 記

#### 1 新規に指定するステーション …… 2か所

- (1) 豊浦多世代交流センター（豊浦町豊洋台一丁目447-290）  
巡回日程～土曜日 14時10分から14時50分まで（2週間に1回）
- (2) 檜崎小学校（菊川町大字檜崎215）  
巡回日程～水曜日 14時10分から14時50分まで（2週間に1回）

#### 【理由】

はまゆう図書館開館に伴い、今年度より近隣の2か所のステーションを廃止した。さらに、一部のステーションの利用者が減少したことにより滞在時間の短縮が可能となったため、総合支所管内にステーションを新規に指定するもの。

#### 2 時間・日程を変更するステーション …… 8か所

- (1) 滞在時間を短縮するステーション
  - ・秋根記念公園 60分→50分（10分短縮）
  - ・考古博物館 50分→45分（5分短縮）
  - ・川中公民館 70分→60分（10分短縮）
- (2) その他のステーションの変更については、別紙のとおり

#### 3 巡回場所を変更するステーション …… 1か所

「ビレッジハウス清末2号棟」を「清末公民館」へ変更

#### 【理由】

アパートの運営形態が変更になり、ステーションの承認を得ることが困難になったため。

#### 4 変更時期 …… 令和8年4月1日

#### 5 広報について

周知時期 令和8年1月より

- (1) 市報、図書館ホームページ及び図書館公式Xへの掲載
- (2) 利用者へのチラシ配布
- (3) 新規ステーション周辺の自治会等へのチラシ配布及びポスター掲示

以上

移動図書館巡回時間・日程比較表

《令和7年度》

曜日	ステーション	時間
A 日程		
火	稗田県営住宅20号棟	9:50~10:30
	川中東部県営住宅集会所	10:50~11:20
	ゆたか児童館(川中)	14:00~14:30
	北部公民館(山の田)	14:50~15:20
水	勝谷新町西町民館	10:00~10:30
	王司公民館	13:50~14:20
	ビレッジハウス清末2号棟	14:40~15:10
金	田倉御殿町中央公園	9:50~10:20
	秋根記念公園(公園内)	10:40~11:40
	中山神社(綾羅木本町)	14:00~14:30
	市営新垢田住宅9・10号棟	14:50~15:20
土	考古博物館(綾羅木)	9:50~10:40
	ひかり童夢(上田中)	14:00~14:30
B 日程		
水	吉母公民館	10:00~10:20
	吉見公民館	10:40~11:10
	小月公民館	14:00~14:30
木	勝山公民館	9:50~10:50
	吉田公民館	14:00~14:30
	王喜公民館	14:50~15:20
金	市営新椋野住宅R3号棟	10:00~10:20
	住吉神社(馬場自治会町民館)	10:40~11:10
	長府東公民館	14:00~14:40
土	川中公民館	9:50~11:00
	市営松風荘住宅R1号棟(梶栗)	14:00~14:40

《令和8年度》

曜日	ステーション	時間
A 日程		
火	稗田県営住宅20号棟	9:50~10:30
	川中東部県営住宅集会所	10:50~11:20
	ゆたか児童館(川中)	14:00~14:30
	北部公民館(山の田)	14:50~15:20
水	勝谷新町西町民館	10:00~10:30
	吉田公民館	14:00~14:30
	王司公民館	14:50~15:20
金	田倉御殿町中央公園	9:50~10:20
	秋根記念公園(公園内)	10:40~11:30
	中山神社(綾羅木本町)	14:00~14:30
	市営新垢田住宅9・10号棟	14:50~15:20
土	川中公民館	9:40~10:40
	ひかり童夢(上田中町)	11:00~11:30
	豊浦多世代交流センター(豊洋台)	14:10~14:50
B 日程		
水	吉母公民館	10:00~10:20
	吉見公民館	10:40~11:10
	檜崎小学校(菊川)	14:10~14:50
木	勝山公民館	9:50~10:50
	清末公民館	14:00~14:30
	王喜公民館	14:50~15:20
金	市営新椋野住宅R3号棟	10:00~10:20
	住吉神社(馬場自治会町民館)	10:40~11:10
	長府東公民館	14:00~14:40
土	考古博物館(綾羅木)	9:45~10:30
	市営松風荘住宅R1号棟(梶栗)	10:40~11:20
	小月公民館	14:10~14:40